

新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務について

小中学校人事課

1 自宅勤務及び時差出勤について

(1) 教職員（妊娠中の女性職員から相談があった場合を除く）

- 分散登校や時差登校の措置を取っている期間に限り、地域や学校の実情に合わせ、校長は教育活動に支障のない範囲であれば自宅勤務や時差出勤を命じることができる。

参考：令和2年5月22日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症拡大等に資する教職員の勤務等について」

(2) 妊娠中の女性職員から相談があった場合

① 本人から口頭又は文書による申出の場合

・・・妊娠障害休暇（妊娠期間を通じて14日の範囲内）

② 母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健連絡カード」）提出の場合

ア 母健連絡カードに「感染のおそれが低い作業への転換」「出勤の制限」等の文言の記載がある場合

・・・職員との話し合いのもと、校務に支障がない範囲で、学校内での勤務内容の配慮若しくは自宅勤務、時差出勤のいずれかの措置を講じる。

イ 母健連絡カードに「休業」「療養」等勤務ができない旨の文言のみが記載されている場合 ・・・病気休暇

※ 母健連絡カードについて、医師等の指示が不明確である場合には、妊娠教職員を介して、担当の医師等に確認をとるなどして確認し、必要な措置を講じる必要がある。

参考：教県第133-2号「妊娠中の女性職員への配慮等について」（通知）

2 教職員が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合の出勤停止等について

(1) 教職員に風邪症状がある場合・・・出勤を自粛 「特別休暇（交通遮断休暇）」

(2) 教職員と同居している家族に風邪症状がある場合

・・・出勤を自粛 「特別休暇（交通遮断休暇）」

(3) 教職員が保健所、医療機関から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断された場合（無症状の場合） ・・・職専免の承認(4) 教職員が濃厚接触者として停留措置を受けた場合

・・・出勤不可 「特別休暇（交通遮断休暇）」

(5)-1 教職員が新型コロナウイルスに罹患した場合 ・・・出勤不可「病気休暇」

(5)-2 教職員が新型コロナウイルスに罹患し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する就業制限の対象となった場合・・・職専免の承認

参考：市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開に向けたガイドライン

（新型コロナウイルス感染防止対策）Ver. 1